

入札説明書

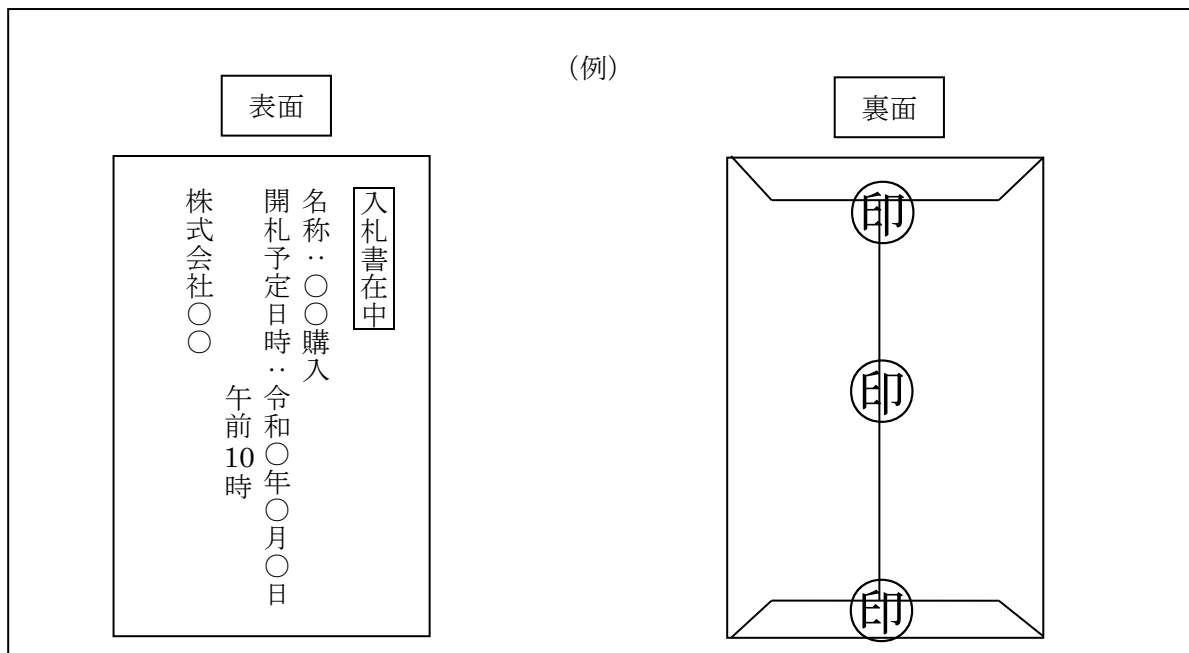
物品・委託役務等の名称	市営住宅（12 団地）に設置する住宅用防災警報器の更新
物品・委託役務等の内容	住宅用防災警報器の更新 （112 個） （詳細は仕様書による。）
入札参加資格の確認	開札後，落札候補者について審査する。
契約事項	(1) 「竹原市契約規則（昭和 5 9 年竹原市規則第 5 号）」及び「竹原市物品調達等及び委託役務一般競争入札（事後審査型）実施要綱（平成 3 0 年竹原市告示第 5 1 号）」に基づき執行する。 (2) 入札保証金 不要 (3) 契約保証金 必要 ただし，竹原市契約規則第 3 3 条に該当する場合は免除することができる。

1 仕様書等への質問について

仕様書等に対する質問がある場合は，公告記載の質問書の受付期限までに，質問書（竹原市ホームページ「物品・委託役務等の入札と契約，公告共通事項及びその他様式」に掲載）により提出すること。

2 入札方法

入札書は，定型封筒に入れ，入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務等の名称，開札予定日時，入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること



3 入札について

(1) 次に該当する場合は，その入札は無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状を持参しない代理人が入札した

とき

- イ 入札が取り消すことができる制限能力者の意思表示であるとき
- ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
- エ 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上を代理して入札したとき
- オ 入札者が談合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
- カ 入札書に2以上の金額を表示したとき
- キ 訂正印の必要な入札書に訂正印のないとき
- ク 必要な記載事項を確認できないとき
- ケ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき
- コ 入札書が入札書受付期限までに到達しなかったとき
- サ 前各事項のほか、入札条件に違反したとき

(2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 再度入札の回数は、3回までとする。

(4) 入札執行について

代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。

4 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

(1) 落札候補者は、公告に定めがある場合は、申請書及び必要な書類（以下「申請書等」という。）を開札日から起算して5日以内に提出する。

(2) 申請書等の作成に要する費用は、落札候補者の負担とする。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

5 契約書について

(1) 落札者は、契約担当課から交付された契約書に記名押印し、落札決定の翌日から起算して5日以内に契約担当課に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、契約担当課が交付する。

(3) 契約書は2通（第三者賃貸借契約の場合は3通）作成し、各自その1通を保有するものとする。

6 その他

(1) 仕様書に記載されている装置の同等品以上で応札する場合、令和3年9月29日午後5時までに、仕様等の条件が確認できるカタログ（写し可）等を発注担当課（建設部都市整備課）へ提出すること。

なお、結果は、令和3年10月1日までに竹原市ホームページで公表する。

(2) 入札手続きについて疑義がある場合は、契約担当課へ問い合わせること

参考

建設業法

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二号ロにおいて同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。同号ロにおいて同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

建設業法施行規則

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定で第一条に規定する学科に合格した後五年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定で同条に規定する学科に合格した後三年以上実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

電気工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>三 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第四条第一項の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項の規</p>
-------	---

	<p>定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であつて、その免状の交付を受けた後電気工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>五 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士となつた後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p> <p>六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し一年以上実務の経験を有する者</p>
消防施設工事業	<p>消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の七第一項の規定による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</p>

【契約担当課】

〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号
 竹原市総務企画部財政課（竹原市役所2階）
 TEL：0846-22-7731